

根釧酪農ビジョン参考資料

参考1 新たな根釧酪農構想検討会議規約

参考2 新たな根釧酪農構想検討会議名簿

新たな根釧酪農構想検討会議 規約

(名 称)

第1条 本検討会議は、新たな根釧酪農構想検討会議(以下「検討会議」という。)と称する。

(目 的)

第2条 検討会議は、我が国最大の草地型酪農地帯である釧路・根室地域における酪農家の経営安定と酪農生産基盤の維持・拡大を図ることにより、将来にわたって、根釧酪農が地域社会の維持・拡大を担っていけるよう、関係者が一体となって、現状や将来の方向性を共有し、新たな可能性を検討するとともに、必要な対策に取り組むことを目的とする。

(事 業)

第3条 検討会議は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 根釧酪農の今後の展開方向に関する検討
 - (2) 根釧酪農の生産構造の改善に関する方策の検討
 - (3) その他目的達成に必要な事項
- 2 なお、前項の事業を実施するにあたり、必要がある場合には、その他関係機関・団体の意見を聴取することとする。

(構 成)

第4条 検討会議は、各市町村長及び農業協同組合長をもって構成する。

(会長等)

第5条 検討会議に会長及び副会長を置き、会長は会務を総理する。副会長は3名以内とし、会長を補佐する。

(会長等の選任)

第6条 会長は構成員の中から互選により選任し、副会長は会長が指名する。

(総 会)

第7条 検討会議は、会長が招集し、議長は会長をもって充てる。総会は、半数以上の構成員の出席により成立するものとし、構成員の代理出席を認めるものとする。なお、会長が必要と認める場合には、一部構成員による会議を開催できるものとする。

(幹事会)

第8条 検討会議の円滑な運営を図るため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、構成機関・団体及び関係団体から推薦される幹事で組織し、代表幹事及び副幹事を置く。
- 3 代表幹事及び副幹事は幹事の中から互選し、議長は代表幹事をもって充てる。

(庶 務)

第9条 検討会議の庶務は、釧路総合振興局及び根室振興局農務課において行う。

(その他)

第10条 この規約に定めるもののほか、検討会議に関し必要な事項は、会長が定める。

附則 この規約は、平成26年8月7日から施行する。

新たな根釧酪農構想検討会議 構成員名簿

参考 2

所 属	職 名	氏 名	検討会議での役職
釧路市	市 長	蝦名 大也	
釧路町	町 長	佐藤 広高	
厚岸町	町 長	若狭 靖	
浜中町	町 長	松本 博	
標茶町	町 長	池田 裕二	
弟子屈町	町 長	徳永 哲雄	会 長
鶴居村	村 長	大石 正行	
白糠町	町 長	棚野 孝夫	
J A釧路太田	代表理事組合長	河村 信幸	副会長
J A浜中町	代表理事組合長	石橋 榮紀	
J Aしべちや	代表理事組合長	高取 剛	
J A摩周湖	代表理事組合長	川口 覚	
J A阿寒	代表理事組合長	野村 宏	
J Aくしろ丹頂	代表理事組合長	武藤 清隆	
根室市	市 長	長谷川 俊輔	
別海町	町 長	水沼 猛	副会長
中標津町	町 長	小林 実	
標津町	町 長	金澤 瑛	
羅臼町	町 長	脇 紀美夫	
J A標津	代表理事組合長	今井 和善	
J A中標津	代表理事組合長	高橋 勝義	
J Aけねべつ	代表理事組合長	西塚 秀夫	
J A道東あさひ	代表理事組合長	原井 松純	副会長
J A中春別	代表理事組合長	小湊 保	